

令和4年度 安全報告書

(本報告書は、航空法第111条の6に基づき作成したものです。)

株式会社 FPG エアサービス

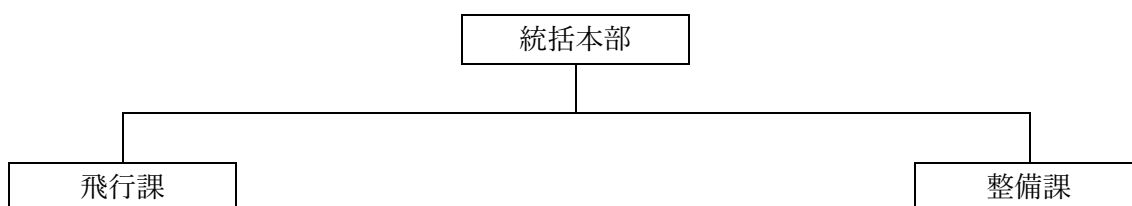
1. 輸送の安全を確保するための、事業の運営の基本的な方針に関する事項

基本方針「法令遵守、安全第一」

2. 輸送の安全を確保するための、事業の実施及びその管理の体制に関する事項

(1) 安全確保に関する組織及び人員に関する事項

①安全確保に関する組織



②各組織の機能及び役割の概要

| 組 織 | 機 能 及 び 役 割 |
|---------|----------------|
| 統 括 本 部 | 運航部門・整備部門を指揮監督 |
| 飛 行 課 | 運航及び運航管理業務 |
| 整 備 課 | 整備及び整備管理業務 |

③各組織における人員数（カッコ内兼務）

| | |
|---------|----------|
| 統 括 本 部 | 1 名 |
| 飛 行 課 | 5 名（3 名） |
| 整 備 課 | 5 名 |

④航空機乗組員及び整備従事者の数

| | |
|-------------|-----|
| 航 空 機 乗 組 員 | 2 名 |
| 整 備 従 事 者 | 5 名 |

⑤整備従事者の内、有資格整備士の数

| | |
|-------------|-----|
| 有 資 格 整 備 士 | 2 名 |
|-------------|-----|

(2) 日常運航の支援体制

①航空機乗組員に係る定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領（国空航第58号）」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（国空航第69号、国空機第68号）」により定められています。これらの要領については、国土交通省のホームページをご覧ください。

②整備従事者に係る訓練及び審査の内容

「整備規程審査要領（国空航第73号）」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（国空航第69号、国空機第68号）」により定められています。これらの要領については、国土交通省のホームページをご覧ください。

③運航管理者等に係る訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領（国空航第58号）」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（国空航第69号、国空機第68号）」により定められています。これらの要領については、国土交通省のホームページをご覧ください。

④日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

運航部門で発生した不具合等は運航管理担当者又は飛行課長を経由し、整備業務中に発生した不具合事項は整備課長を経由し、両部門の最高責任者である統括本部長に報告されます。報告を受けた統括本部長は是正措置を講じ、その内容を関係者に周知させます。

⑤安全に関する社内啓発活動等の取り組み

次の活動を行っています。

- ・ 他社事例情報の収集と分析
- ・ 緊急時対応定期訓練

(3) 使用している航空機に関する情報

| 型 式 | 機 数 | 座席数 | 年間飛行時間 | 年間飛行回数 | 機 齢 |
|------------|-----|-----|-----------|----------|------|
| PA34-220T型 | 2 | 5 | 1 3 6 1時間 | 1 9 1 3回 | 1 7年 |

3. 航空法第111条の4の規定に基づく「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」の発生状況及び再発防止のために講じた措置

(1) 航空事故

航空事故は発生していません。

(2) 重大インシデント

重大インシデントは発生していません。

(3) その他安全上のトラブル

機材故障によるもの1件、それ以外で1件の計2件が発生いたしました。

①機材故障：飛行中に脚の格納の不具合を示すライトが点灯し出発地に戻りました。
脚の定時点検時の点検方法をより詳細に規定して、再発防止を図っています。

②その他：搭載用航空日誌への記載事項に関する不具合が判明しました。
人員の追加配置と業務の見直しを実施し、再発防止を図っています。

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

(1) 国から受けた事業改善命令等

事業改善命令等は受けておりません。

(2) 輸送の安全を確保するために講じたその他の措置

令和4年12月に航空機の安全総点検を行うと共に、翌5年1月に社長が各社員に対して特別安全教育を行いました。

(3) 令和4年度における安全に関する目標とその実施状況

目 標： ①航空法第111条の4の規定に基づく安全上の支障を及ぼす事態の発生件数0件の継続

②安全教育 年間12回

③ヒヤリハット情報の収集と分析 各社員1件以上

実施状況：①航空法第111条の4の規定に基づく安全上の支障を及ぼす事態が2件発生しました（発生状況及び再発防止のための措置は3.(3).①及び②項で述べた通りです）。

②安全教育は年間12回実施し、目標を達成致しました。

③ヒヤリハット情報の収集と分析は目標7件に対し6件で目標を達成できませんでした。

就業中の事案だけでなく、日常生活でのヒヤリハットまで対象領域を拡大すると共に、情報収集に対する意識づけを徹底致し、次年度の目標達成に取り組みます。

(4) 令和5年度の安全に関する指標、目標値

| | |
|--------------------------|--------|
| ①航空事故及び重大インシデントの発生件数： | 0件 |
| ②安全上の支障を及ぼす事態の報告： | 1件 |
| ・ヒューマンエラーに起因： | 0件 |
| ・機材故障等： | 1件 |
| ③ヒヤリハット報告提出件数： | 1件／各社員 |
| ④安全教育： | 1回／月 |
| ⑤ハザード・リスク解析、PDCAによる安全管理： | 3件 |

以上